

令和5年度津山市指定ごみ袋への広告掲載・広告主募集要項

津山市では、自主財源の確保を図るため、指定ごみ袋の「外装袋（外装パック）」（令和5年度作成分）への広告を募集します。

広告の掲載を希望される場合は、この募集要項を確認の上、津山市の指定する手続きにより応募してください。

なお、広告内容に関する一切の責任は広告主に帰属するほか、広告内容を市が推奨するものではないことをご了知ください。

1 広告枠の規格等

(1) 広告媒体

津山市指定ごみ袋の外装袋（外装パック）

(2) 広告枠の規格

< 枠の大きさ >

種類	広告掲載枠 (縦cm×横cm)	種類	広告掲載枠 (縦cm×横cm)
可燃ごみ用 45ℓ	15.1×22.0	不燃ごみ用 30ℓ	10.3×20.0
可燃ごみ用 30ℓ	10.3×20.0	不燃ごみ用 20ℓ	8.6×18.0
可燃ごみ用 20ℓ	8.6×18.0	プラ容器包装用 45ℓ	15.1×22.0
可燃ごみ用 10ℓ	7.3×13.0	プラ容器包装用 30ℓ	10.3×20.0

※外装袋の表面で片面のみとします。

※完成品において、掲載枠は印刷機の仕様等により5%程度の変動（縮尺等）を許容範囲とします。

※種類ごとの作成予定数量は、(3) 広告の予定数量（パック数）を参照のこと

< 枠の位置 > ※別紙広告欄掲載イメージ参照

< 印刷色 >

黒1色の印刷となります。なお、印刷箇所は白地となっています。

< 「広告」の表示 >

広告掲載枠の中に「広告」又は「有料広告」の表示をすること。

< 原稿データの形式 >

原則、イラストレーター形式（画像は埋め込み。文字はアウトライン化したもの。）及びPDFファイルで提出すること。

なお、通常の印刷に対応できる画像解像度とすること。広告デザインの内容については、別途
 広告審査会での審査及び修正指示等がありますが、デザイン自体の補正等は市では行いません。

また、出荷品の印刷精度は現在の流通品と同程度となります。

<その他>

印刷機の版の関係上、指定ごみ袋の種類ごとにデザインは1種類とし、それを年間を通して使
 用することとなります。（年間の途中で、デザインを変更することはできません）

(3) 広告の予定数量（パック数）及び過年度実績

(令和5年度作成予定数量)

種類	可燃ごみ用				不燃ごみ用		プラ容器包装用	
	45ℓ	30ℓ	20ℓ	10ℓ	30ℓ	20ℓ	45ℓ	30ℓ
パック数	138,000	144,000	45,000	16,500	10,500	3,600	36,000	39,000

合計 432,600パック

(令和4年度作成予定数量) ※需要（出荷状況）によっては追加作成（増）の可能性あり

種類	可燃ごみ用				不燃ごみ用		プラ容器包装用	
	45ℓ	30ℓ	20ℓ	10ℓ	30ℓ	20ℓ	45ℓ	30ℓ
パック数	129,000	138,000	45,000	16,500	10,500	3,600	15,000	24,000

合計 381,600パック

(令和3年度作成数量)

種類	可燃ごみ用				不燃ごみ用		プラ容器包装用	
	45ℓ	30ℓ	20ℓ	10ℓ	30ℓ	20ℓ	45ℓ	30ℓ
パック数	141,000	147,000	45,000	15,000	12,000	3,000	39,000	39,000

合計 441,000パック

**※令和5年度の作成予定数量は、令和3年度の作成数量及び、令和4年度4月～7月の出
 荷傾向を考慮した見込み量としています。**

※なお、需要過多で当初予定外に緊急の追加作成をする場合においては、広告入り外装パッ
 クの印刷使用は確約できません。

※過去の作成数（参考）

令和2年度 435,000パック 平成31年度 470,400パック 平成30年度 424,800パック

(4) 掲載時期（出荷時期）

令和5年7月頃から令和6年6月頃（可燃ごみ用、プラ容器包装用袋）

※不燃ごみ用袋は、令和5年11月頃から流通予定

※入荷は、年5回（5月末、7月末、9月末、11月末、2月末）に分けての入荷を行う予定です。古い方から納品（出荷）していくので、実際の流通時期は7月頃となる見込みです。

なお、古い広告デザインのことを回収することはありません。令和5年度に作成したものは令和5年度以降もなくなるまで出荷します。

※また、指定ごみ袋の流通（回転率）は取扱店において差異があります。

2 応募資格

企業又は個人で次の各号のいずれも満たしていること。

(1) 国税、岡山県税、市区町村税について滞納がないこと。

(2) 本市から指名停止等措置を受けていないこと。

(3) 津山市暴力団排除条例(平成23年津山市条例第21号) 第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員及び同条第3号に規定する暴力団等(以下「暴力団員等」という。)でないこと。また暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。

3 広告掲載の選定方法及び募集について

広告は全ての種類を一括して、最も高い入札金額を入れていただいた方に、令和5年度作成分の広告掲載を決定します。従って、広告の掲載を希望される場合は、以下の最低広告掲載料（最低入札金額）を参考に、入札をお願いします。

(1) 最低広告掲載料（最低入札金額）：264,400円（税込）

(2) 募集期間

令和4年9月1日（木）8時30分 ～ 令和4年9月26日（月）17時15分（必着）

(3) 応募方法及び提出先

<提出書類>

①入札書

②納税証明書（直近年度の国税、岡山県税及び市区町村税納税証明書…※）

※津山市に在住あるいは、津山市に本社又は支社がある場合は、津山市の完納証明書であること。

③会社概要（パンフレット等）※法人の登記事項証明書でも可

④津山市暴力団排除条例に係る誓約書

<提出場所>

〒708-8501 津山市山北520

津山市環境福祉部環境事業課（本庁6階）

担当：田原、早瀬

<提出方法>

上記の提出場所へ持参するか、郵送してください。

※入札書はその他の必要書類とは別の封筒に入れ、環境事業課カウンターの入札箱に入れてください。なお、ファックスやメールによる提出は受理しません。

①持参の場合

土曜日、日曜日及び祝日等の閉庁日を除く 8時30分から17時15分まで。

②郵送の場合

一般書留、又は簡易書留で送ってください。なお、締切を過ぎて到着したものは失格となります。また、封書に「指定ごみ袋広告掲載入札」である旨を記してください。

(4) 質疑について

本見積に際しての質疑は、ファックス又はメールにより受け付けます。

<質疑の受付期間>

令和4年9月1日(木) 8時30分から令和4年9月5日(月) 15時まで

※質疑等への回答は、質疑の受付終了後、令和4年9月9日(金)を目途に、市ホームページで行います。

<質疑の送信先>

津山市環境福祉部環境事業課 Fax : 0868-23-7055

E-mail : gomizero@city.tsuyama.lg.jp

(5) その他

入札金額は広告枠の全ての種類を合計した額とします。

なお、入札金額が同額の場合はくじ引きにより決定します。対象者には別途通知いたします。

また、落札者及び落札金額は公表対象となります。(市ホームページ上での公開予定)

その他、応募に係るすべて費用は応募者の負担とするほか、落札された際の広告掲載料の納入期限は、令和4年11月中旬の予定とします。

4 スケジュールについて

(1) 令和4年9月1日(木)～9月26日(月) : 広告主の募集(入札期間)

(2) 令和4年10月1日以降 : 落札業者の決定及び契約締結。広告掲載料の納付(期限11月中旬予定)

(3) 令和4年11月18日(金)まで : 広告デザインデータを市に提出

(4) 令和4年12月中旬 : 広告デザインを広告審査会へ諮る

※修正指示等があった場合はなるべく早く対応。

(最終期限 : 令和5年1月末)

(5) 令和5年2月下旬までにデザインデータを市からごみ袋作成の落札業者へ提供する。

(6) 令和5年5月下旬(予定)に広告入りデザインでの初入荷を予定。流通は7月頃の予定。

5 広告掲載の条件について

次に掲げる事由のいずれかに該当する広告は掲載しない。また、津山市広告掲載要綱第3条にも準拠する。

- (1) 公正又は真実でないもの
- (2) 公序良俗に反するおそれのあるもの
- (3) 関係法規に抵触し、又は社会秩序を乱すおそれのあるもの
- (4) 品位を損ない、又は健全な風俗習慣を尊重しないもの
- (5) 人権を侵害し、又は差別を助長するおそれのあるもの
- (6) 児童及び青少年に与える影響を考慮しないもの
- (7) 広告の受け手に誤認等による不利益を与えるおそれのあるもの
- (8) 個人情報収集し、又は利用することを目的とするもの
- (9) 政治活動、宗教活動、意見広告又は個人の宣伝に関わるもの
- (10) 風俗営業又はこれに類するもの
- (11) 責任の所在が不明確なもの
- (12) 有料指定袋及びその外装袋としての公共性、中立性及びその品位を損なうおそれのあるもの
- (13) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に抵触する恐れ・疑いのあるもの（詳細は別紙参照）
- (14) 有料指定袋及びその外装袋を切り取り割引券として使えるようなもの
- (15) 外装袋にバーコードを掲載していることから、バーコード又はそれに類似するようなもの
- (16) 前各号に掲げるもののほか、広告掲載することが好ましくないもの

6 広告の審査等について

広告媒体に掲載する広告の適否は、津山市広告審査会が審査します。

審査等で修正等の意見があった場合は、令和5年1月末まで、又は市が別途指定する期日までに修正等したデザインデータ等を提出してください。

なお、広告掲載の条件に反していることによる市からの修正指示等に従わなかったことにより、令和5年度の指定ごみ袋作成に広告が間に合わなくても広告掲載料は返還しません。

7 その他

- (1) 指定ごみ袋の作成及び配送は、市の負担で行う。
- (2) 津山市広告掲載要綱及び津山市広告掲載基準に改正がなされた場合は、その規定を遵守すること。その場合、市は広告取扱業者に対して速やかに通知する。
- (3) この要項に記載のない事項については、津山市広告掲載要綱及び津山市広告掲載基準に従って取扱うものとする。
- (4) この要項及び津山市広告掲載要綱並びに津山市広告掲載基準に定めのない事項については、協議のうえ決定するものとする。

(別紙)

(募集要項補足事項)

募集要項 「5 広告掲載の条件について」の(13) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に抵触する恐れ・疑いのあるものについて

本市では、いわゆる違法な不用品回収業者への対策・対応を県等と協力して実施しております。不用品回収業者の違法性の判断は個別に行うものではありませんが、今回の指定ごみ袋外装袋への広告掲載につきましては、指定ごみ袋（外装）という広告媒体が一般市民に与える印象等を考慮し、一部の用語・言い回し等については、政策上の理由により制限します。

なお、いわゆるリサイクル（リユース）ショップのような古物商の活動を否定するものではありません。

○具体的な制限の例（用語）

「ごみ」、「不用品」、「不要品」、「処分」、「引取」、「下取り（一般商取引慣習のものを除く）」

○具体的な制限の例（言い回し）

- ・ごみ（不用品のもの）の処分を想起させるもの
- ・「買取」であっても一般的に有価物であるとは認められないものを取り扱うこと
- ・処理（処分）手数料を求める場合があるもの

※上記については、例の一部であり、これ以外にも市民にごみの処分につながる印象を与える可能性があるとして市が判断したものは広告には使えません。

※津山市の一般廃棄物収集運搬の許可を受けている事業者が広告する場合又は、その許可業者と連携（タイアップ）していることが明確に示されている場合を除きます。

入札（見積）書

令和 年 月 日

津山市長 殿

住 所
商号又は名称
代表者氏名

印

	十億	億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円
入札金額 ※(税別)										

(金額の頭初に¥記入のこと)

※(注) 税別金額になっております。請求の際には税が加算されます。

ただし、

.....令和5年度作成の津山市指定ごみ袋への広告掲載について.....

上記金額で広告を掲載したいので、津山市契約規則を遵守し、津山市指定ごみ袋への広告掲載・広告主募集要項及び現在流通している指定ごみ袋等を熟知承諾のうえ、関係書類（納税証明書（直近年度の国税、岡山県税及び市区町村税納税証明書）、津山市暴力団排除条例に係る誓約書、会社概要（法人の登記事項証明書でも可））を添えて提出します。

令和 年 月 日

津山市長 殿

住 所
商号又は名称
代表者氏名

印

津山市暴力団排除条例に係る誓約書

私は、津山市暴力団排除条例（以下「条例」という。）に基づき、条例の趣旨を理解したうえで、津山市が行う公共工事その他の市の事務、事業により暴力団を利することとならないように、下記の事項について誓約します。

これらの事項と相違することが判明した場合には、契約解除等の津山市が行う一切の措置について異議の申し立てを行いません。

なお、誓約事項の確認等のために、津山市が岡山県警等に対し照会を行うことについても同意します。

記

- 1 以下の者が条例第2条に規定する暴力団員等ではないこと。また、暴力団員等を新たに選任をしないこと。
 - (1) 法人である場合 代表者及び役員
 - (2) 個人事業主である場合 代表者
 - (3) 個人である場合 個人本人
- 2 1の各号に該当する者が暴力団及び暴力団員等と社会的に非難される関係を有していないこと。
- 3 使用人として、暴力団員を雇用していないこと。また、新たに雇用しないこと。
- 4 暴力団及び暴力団員等が実質的に経営に参加していないこと。
- 5 津山市の発注する公共事業その他市の事務、事業において、1, 2, 3, 4を満たす者のみを下請負人とする。
- 6 条例第4条、第6条に基づき、必要書類の提出を求められたときは速やかに提出すること。

以上